

福島県建築士事務所監督処分等基準要綱

平成元年2月20日
元住第180号

改正 H10.6.10 10住第553号
H15.2.21 15住第118号
H19.6.19 19建第1997号
H29.11.28 29建第2349号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分及び文書による注意の実施に関して必要な事項を定め、処分等の事由に該当する建築士事務所に対し迅速かつ厳正な措置を図り、もって建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 監督処分 法第26条第1項又は第2項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、1年以内の期間を定めて建築士事務所の閉鎖を命じ、又は建築士事務所の登録を取り消すことをいう。
- 二 文書による注意 監督処分に至らない不正行為等について、文書により注意をすることをいう。
- 三 懲戒処分 法第10条第1項の規定に基づく建築士に対する懲戒処分をいう。
- 四 文書注意 福島県建築士懲戒処分等基準要綱（以下「懲戒処分等要綱」という。）第8条に基づく建築士に対する文書注意をいう。
- 五 特定行政庁 福島県内において、建築基準法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の規定により建築主事を置いた市町村の長をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、福島県知事が登録した建築士事務所に対して適用する。

第2章 処 分 等

(注意)

第4条 知事は、建築士事務所の開設者に対して、当該建築士事務所の管理建築士又は所属建築士が文書注意を受けたときは、文書による注意を与えることができる。

(戒告又は事務所の閉鎖)

第5条 知事は、建築士事務所の開設者又は管理建築士が、法第26条の2第1項の規定に基づく報告の求め又は検査に応じなかった場合は、当該建築士事務所の開設者に対して戒告を与え又は1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命ずることができる。

2 知事は、建築士事務所の管理建築士若しくは所属建築士又は建築士事務所にも所属する者で建築

士でない者が、次の各号の一に該当するに至った場合は、当該建築士事務所の開設者に対して戒告を与え又は1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命ずることができる。

- 一 建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士が、法第3条又は第3条の2の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした場合。
- 二 建築士事務所を所属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業として、法第3条又は第3条の2の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした場合。
- 三 建築士事務所に所属する者で建築士でない者が、その属する建築士事務所の業として、法第3条から第3条の3までの規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした場合。

(建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消し)

第6条 知事は、建築士事務所の開設者が、次の各号の一に該当するに至った場合は、1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

- 一 法第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者。
- 二 第9条第2項第3号に該当する者を除き、法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者（法人である場合においては、取り消しの日において役員であった者でその取り消しの日から起算して5年を経過しない者を含む。）。
- 2 前項の規定は、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前項各号の一に該当するに至った場合に準用する。
- 3 第1項の規定は、法人でその役員である者が第1項各号の一に該当するに至った場合に準用する。

(刑罰を受けた者)

第7条 知事は、建築士事務所の開設者が懲戒処分等要綱第4条の各項の規定に該当するに至った場合は、同条各項の規定を準用する。この場合において、「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「業務停止」とあるのは「建築士事務所閉鎖」と、「免許取消」とあるのは「登録取消」とそれぞれ読み替えるものとする。

(法第10条第1項の規定による処分)

第8条 知事は、建築士事務所の管理建築士が懲戒処分又は文書注意（以下「懲戒処分等」という。）を受けたときは、その懲戒処分等に準じて、懲戒処分等基準要綱第4条の規定を準用する。この場合における読み替えは、前条の例によるものとする。

- 2 知事は、建築士事務所の所属建築士が、その属する建築士事務所の業として行った行為により懲戒処分を受けた場合は、その処分内容及び処分を受けるに至った行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案し、当該建築士事務所の開設者に対して、文書による注意若しくは戒告を与え又は1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命ずることができる。

(登録の取り消し)

第9条 知事は、建築士事務所の開設者又は管理建築士が建築士事務所の閉鎖の命令に違反した場合は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

2 知事は、建築士事務所の開設者が次の各号の一に該当するに至った場合は、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて法第23条の3第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた場合。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合。

三 法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所の登録を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を受けた者が法人である場合においては、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人役員であった者でその取り消しの日から起算して5年を経過しない者。）である場合。

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前2号に該当する場合。

五 法人でその役員の内第2号又は第3号に該当する者のある場合。

六 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所でそれぞれ専任の一級建築士、二級建築士、又は木造建築士が管理していない場合。

七 建築士事務所の開設者が、その登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止し、建築士事務所の開設者が死亡し若しくは建築士事務所の開設者が破産したとき又は法人が解散し若しくは法人が破産したときにおいて、その旨の届け出が30日以内になされず、これらに該当する事実が判明した場合。

（業務に関し不正な行為をしたとき）

第10条 知事は、建築士事務所の開設者が第4条から第9条までに掲げるものの他、業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等その業務に関し不正な行為をしたときは、その行為の内容を勘案し、当該建築士事務所の開設者に対して文書による注意若しくは戒告を与え、1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

第3章 事務処理等

（建設事務所長への委任）

第11条 第4条、第8条又は前条の規定による建築士事務所の開設者に対する文書による注意は、これらの規定にかかわらず建設事務所長が行う。

（事務の取扱い及び報告等）

第12条 監督処分又は文書による注意を行うときの事務の取扱い並びに報告書及び通知については、懲戒処分等要綱第6条、第8条及び第10条の相当する規定を準用する。この場合において「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「当該建築士」とあるのは「当該建築士事務所の開設者」と、「「建築士注意報告書」（様式1）」とあるのは「「建築士事務所注意報告書」（様式1）」と、「建築士の業務に関する報告書（様式2）」とあるのは「「建築士事務所の業務に関する調査報告書」（様式2）」と、「「建築士の業務に関する報告書」（様式3）」とあ

るのは「「建築士事務所の業務に関する報告書」（様式3）」と読み替える他、第7条の例による。

第4章 補 則

（2以上の監督処分事由に該当する場合又は過去に処分を受けている場合の特例）

第13条 建築士事務所が、2以上の監督処分事由に該当するに至った場合は又は過去に監督処分を受けている場合は、懲戒処分等要綱の相当する規定を準用する。この場合において、「業務停止」とあるのは「建築士事務所の閉鎖」と、「免許取消」とあるのは「登録取消」と読み替える他、第7条の例による。

附 則 （平成元年2月22日付け元住第180号）

- 1 この要綱は、平成元年2月22日から施行する。
- 2 この要綱の適用以前に受けた処分（建築士が受けた処分を含む。）は、この要綱に基づき受けた処分等とみなす。

附 則 （平成10年6月10日付け10住第553号）

- 1 この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則 （平成15年2月21日付け15住第118号）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年6月19日付け19建第1997号）

- 1 この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則 （平成29年11月28日付け29建第2349号）

- 1 この要綱は平成29年11月28日から施行する。

福島県知事様

〇〇建設事務所長

建築士事務所注意報告書

福島県建築士事務所監督処分基準要綱第12条の規定で準用する福島県建築士懲戒処分等基準要綱第8条第1項の規定により文書による注意を行ったので、文書による注意の写しを添え、下記のとおり報告します。

記

1 建築士事務所

名 称	
所在地	電話
建築士事務所 登録年月日・番号	
開設者氏名（開設者が建築士である場合、建築士登録年月日・番号） （ ）建築士 年 月 日 第 号	
管理建築士氏名	
建築士登録年月日・番号	（ ）建築士 年 月 日 第 号

2 注意年月日 平成 年 月 日

3 処分理由 経過等、要綱の該当条項、建築関係法令に違反した場合は該当条項、その他詳細に記載のこと。必要に応じ別紙可。

4 以前の処分の有無

無

有 平成 年 月 日

（有の場合その内容）

5 その他参考となる事項

福島県知事様

〇〇建設事務所長

建築士事務所の業務に関する調査報告書

下記の建築士事務所は、調査の結果、福島県建築士監督処分基準要綱第 条の規定に該当するので、同要綱第12条で準用する福島県建築士懲戒処分等基準要綱第8条第2項の規定により報告します。

記

1 建築士事務所

名 称	
所在地	電話
建築士事務所 登録年月日・番号	
開設者氏名（開設者が建築士である場合、建築士登録年月日・番号） （ ）建築士 年 月 日 第 号	
管理建築士氏名	
建築士登録年月日・番号	（ ）建築士 年 月 日 第 号

2 調査事由 調査を必要とした事由、発端等（建築関連法令に違反がある場合、該当する法、条項及び要綱該当条項、その他の場合、要綱該当条項を明記すること。）

3 調査者職氏名

4 建設事務所長の意見

※ 報告書作成上の注意

建築士が違反建築物の設計、監理等を行った場合には、次の書類を添付すること。

- ① 当該違反建築物の建築計画概要書、又はこれに準ずる書類
- ② 当該違反建築物の図面等
- ③ 当該違反建築物の写真
- ④ 違反建築物取締要綱に基づく措置をした場合はその関連書類の写
- ⑤ その他事実を明確にするために必要と思われる書類

〇〇建設事務所長 様

特定行政庁の長

建築士の業務に関する調査報告書

下記の者は、福島県建築士懲戒処分等基準要綱第 条の規定に該当すると思われるので、同要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

1 建築士事務所

名 称	
所 在 地	電話
建築士事務所 登録年月日・番号	
開設者氏名（開設者が建築士である場合、建築士登録年月日・番号） （ ）建築士 年 月 日 第 号	
管 理 建 築 士 氏 名	
建築士登録年月日・番号	（ ）建築士 年 月 日 第 号

2 調 査 事 由 調査を必要とした事由、発端等（建築関連法令に違反がある場合、該当する法、条項及び要綱該当条項、その他の場合、要綱該当条項を明記すること。）

3 担 当 者 職 氏名

※ 報告書作成上の注意

建築士が違反建築物の設計、監理等を行った場合には、次の書類を添付すること。

- ① 当該違反建築物の建築計画概要書、又はこれに準ずる書類
- ② 当該違反建築物の図面等
- ③ 当該違反建築物の写真
- ④ 違反建築物取締要綱に基づく措置をした場合はその関連書類の写
- ⑤ その他事実を明確にするために必要と思われる書類